

平成25年6月14日  
株式会社 中国銀行

### 生命保険新商品の取扱開始について

当行では、6月14日（金）より生命保険新商品の取扱いを開始いたします。  
当行では、今後もお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、取扱商品の充実を図ってまいります。

#### 1. 取扱開始日

平成25年6月14日（金）

#### 2. 新商品の概要について

##### (1) 商品名

「生涯安心プラン」（次の3商品のセットプランの通称）

- ・収入保障保険（解約返戻金抑制型）
- ・終身保険（低解約返戻金型）
- ・新終身医療保険

##### (2) 引受保険会社

メットライフアリコ生命保険株式会社

##### (3) 主な特徴

(ア) 3商品をセットで販売できる商品であり、お客さまのニーズに合った保障コンサルティングを提供することができます。

(イ) 終身保険（低解約返戻金型）または、新終身医療保険のご契約成立以降、次のサービスがご利用いただけます。

- ・健康生活ダイヤル24（対象：被保険者、ご家族）
- ・セカンドオピニオンサービス（対象：被保険者）
- ・入院サポートサービス（対象：契約者、被保険者、ご家族）

##### (4) その他

商品の詳細については「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」および各商品ごとの「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。

#### 3. 注意事項

- ・生命保険は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・当行での保険商品のご加入の有無が、当行における他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- ・当行がおこなう生命保険の募集は、お客さまと保険会社の保険契約締結の媒介をおこなうもので、保険契約締結の代理権はありません。

以上

## 収入保障保険(解約返戻金抑制型)について

	内容
商品名	収入保障保険(解約返戻金抑制型)
商品のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者が死亡された場合、または所定の高度障害状態に該当された場合、保険期間満了まで毎月、月払給付金が支払われます。</li> <li>・保険期間満了までの期間が残りわずかであっても、ご選択いただいた確定保証期間分の月払給付金のお支払いを保証します。</li> <li>・お申込みにあたり、告知が必要となります(医師の診査が必要になる場合があります)。</li> <li>・不慮の事故により所定の身体障害状態に該当された場合、主契約の約款に定める内容にしたがい、以後の保険料払込みが免除になります。</li> </ul>
保険期間/ 保険料払込期間	年払込満了：5年、10年、15年、20年、25年、30年 歳払込満了：55歳まで、60歳まで、65歳まで、70歳まで、75歳まで、80歳まで
契約年齢範囲	満18歳～満75歳(保険料払込期間、確定保証期間などにより契約年齢範囲が異なります)
確定保証期間	1年・2年・5年・10年
支払形式	定額型
月払給付金額	最低5万円、1万円単位の月払給付金額
最低保険料	3,000円(ただし、メットライフアリコ生命の他商品と同時加入することにより、2回目以降の保険料払込合計金額が同一口座(または同一のクレジットカード)にて3,000円以上となる場合にはお申込みが可能です)
保険料払込方法	年払・半年払・月払
保険料払込経路	口座振替扱い・クレジットカード扱い(いずれも第1回目の保険料は銀行振込とします)
保障(責任)の 開始	第1回保険料の領収または告知のいずれか遅いとき(責任開始日)から保障を開始します。
契約日	月払の場合：責任開始時の属する月の翌月1日 半年払・年払の場合：責任開始時と同日 (保険料クレジットカード払特約を付加した場合は責任開始時の属する月の翌月1日)
契約引受の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在入院中の方のご契約は、お引受けできません。</li> <li>・お引受けに際しては、保障の対象となる方の健康状態や、ご契約に関わるお客さまの情報にもとづいて総合的に審査いたします。その結果、お引受けできない場合があります。</li> <li>・現在ご加入いただいているご契約の保険金額などを考慮したうえで、ご契約をお引受けできない場合やお引受けできる給付金額などがお申込金額を下回る場合があります。</li> </ul>
更新について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年満了のご契約は、保険期間満了日の2週間前までに契約者から契約を継続しない旨のお申出のない限り、健康状態にかかわらず更新されます(告知書の提出や医師の診査は不要です)。ただし、以下の場合などには更新されません。                          保険期間が通算30年を超えるとき                          更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超えるとき                          保険期間が歳満了のご契約のとき                          保険料のお払込みが免除されているとき(特定疾病診断保険料払込免除特約の規定により、保険料のお払込みが免除されているときを含みます)</li> <li>・更新後の保険料は更新時の年齢および保険料率により計算します。</li> </ul>
付加できる 主な特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定疾病診断保険料払込免除特約</li> <li>・リビングニーズ特約</li> <li>・給付金代理請求特約</li> </ul>
配当金	この保険に配当金はありません。
解約返戻金	この保険は、保険料払込期間中に解約した場合には解約返戻金がありません。

収入保障保険(解約返戻金抑制型)の主なお取扱いを記載したものです。  
 詳しくは「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 終身保険(低解約返戻金型)について

	内容										
商品名	終身保険(低解約返戻金型)										
商品のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者が死亡された場合または所定の高度障害状態に該当された場合、保険金をお支払いします。</li> <li>・低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映しています。</li> <li>・この保険の積立利率は、契約後10年ごとの契約応答日(積立利率更改日)に変更をおこないます。契約日および契約後に到来する各積立利率更改日における積立利率をそれぞれの直後に到来する積立利率更改日の前日まで適用します。</li> <li>・契約日における積立利率は、年1.85%(最低保障積立利率)とします。</li> <li>・更改時の積立利率は年1.85%を下限とし、年5.00%を上限とします。</li> <li>・被保険者が責任開始時以降に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当された場合、以後の保険料のお払込みは免除され、保障は一生涯継続します。</li> </ul>										
保険期間	終身										
保険料払込期間 / 契約年齢範囲 (被保険者)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料払込期間</th> <th>契約年齢範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年払込満了</td> <td>15年~22年</td> <td>0歳(生後3ヶ月)~満70歳</td> </tr> <tr> <td>歳払込満了</td> <td>55歳まで・60歳まで・65歳まで・70歳まで・75歳まで・80歳まで・90歳まで</td> <td>0歳(生後3ヶ月)~満80歳</td> </tr> </tbody> </table>			保険料払込期間	契約年齢範囲	年払込満了	15年~22年	0歳(生後3ヶ月)~満70歳	歳払込満了	55歳まで・60歳まで・65歳まで・70歳まで・75歳まで・80歳まで・90歳まで	0歳(生後3ヶ月)~満80歳
		保険料払込期間	契約年齢範囲								
年払込満了	15年~22年	0歳(生後3ヶ月)~満70歳									
歳払込満了	55歳まで・60歳まで・65歳まで・70歳まで・75歳まで・80歳まで・90歳まで	0歳(生後3ヶ月)~満80歳									
	10年以上の保険料払込期間が必要となります。										
保険金額	最低100万円、10万円単位の保険金額										
最低保険料	3,000円(ただし、メットライフアリコ生命の他商品と同時加入することにより、2回目以降の保険料払込合計金額が同一口座(または同一のクレジットカード)にて3,000円以上となる場合にはお申込みが可能です)										
保険料払込方法	年払・半年払・月払										
保険料払込経路	口座振替扱い・クレジットカード扱い(いずれも第1回目の保険料は銀行振込とします)										
保障(責任)の開始	第1回保険料の領収または告知のいずれか遅いとき(責任開始日)から保障を開始します。										
契約日	責任開始時の属する月の翌月1日										
積立利率の更改	10年ごとの年単位の契約応答日										
契約引受の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在入院中の方のご契約は、お引受けできません。</li> <li>・お引受けに際しては、保障の対象となる方の健康状態や、ご契約に関わるお客さまの情報にもとづいて総合的に審査いたします。その結果、お引受けできない場合があります。</li> <li>・現在ご加入いただいているご契約の保険金額などを考慮したうえで、ご契約をお引受けできない場合やお引受けできる給付金額などがお申込金額を下回る場合があります。</li> </ul>										
付加できる主な特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害死亡給付特約</li> <li>・傷害特約</li> <li>・リビングニーズ特約</li> <li>・給付金代理請求特約</li> <li>・年金支払特約</li> <li>・年金移行特約</li> <li>・日常生活動作障害保障移行特約</li> </ul>										
配当金	この保険に配当金はありません。										
解約返戻金	この保険は、低解約返戻金期間中の解約に際してお支払いする金額を抑制するしくみで設計されています(低解約返戻期間は保険料払込期間と同一です)。										

終身保険(低解約返戻金型)の主なお取扱いを記載したものです。  
詳しくは「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 新終身医療保険について

		内容	
商品名	新終身医療保険		
商品のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯にわたり、所定の病気・ケガによる入院・手術や退院後の通院などを保障します。</li> <li>被保険者が責任開始日以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当された場合、以後の保険料の払込みが免除され、保障は一生涯継続します。 先進医療給付特約は保険料払込免除時の特約保険期間満了までの保障となります。</li> <li>告知書の提出でお申込みいただけます。医師の診査は不要です。</li> </ul>		
保険期間/ 保険料払込期間	終身		
保険料払込期間/ 契約年齢範囲 (被保険者)			保険料払込期間
	全期払		終身払
	短期払	年払込満了 歳払込満了	60歳まで・65歳まで・70歳まで・75歳まで・80歳まで 10年以上の保険料払込期間が必要となります。 10年・15年・20年
		契約年齢範囲	
		0歳(生後15日)～満80歳	
		0歳(生後15日)～満70歳	
		0歳(生後15日)～満75歳	
日型	60日型・120日型		
最低保険料	全期払の場合：1,500円 短期払の場合：2,000円		
保険料払込方法	年払・半年払・月払		
保険料払込経路	口座振替扱い・クレジットカード扱い(いずれも第1回目の保険料は銀行振込とします)		
保障(責任)の 開始	第1回保険料の領収または告知のいずれか遅いとき(責任開始日)から保障を開始します。 (保険料クレジットカード払特約を付加して第1回保険料をクレジットカードでお払込みになる場合は、クレジットカードの有効性などを確認した時に第1回保険料を領収したものとします)		
契約日	月払の場合：責任開始時の属する月の翌月1日 半年払・年払の場合：責任開始時と同日 (保険料クレジットカード払特約を付加した場合は責任開始時の属する月の翌月1日)		
契約引受の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在入院中の方のご契約は、お引受けできません。</li> <li>既往症、職業その他によってはご契約をお引受けできない場合があります。</li> <li>現在ご加入いただいているご契約の保険金額などを考慮したうえで、ご契約をお引受けできない場合やお引受けできる給付金額などがお申込金額を下回る場合があります。</li> </ul>		
付加できる 主な特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>新終身手術給付特約</li> <li>終身小額手術給付特約</li> <li>新終身通院給付特約</li> <li>先進医療給付特約</li> <li>終身女性疾病給付特約</li> <li>健康祝金特則</li> <li>新終身退院給付特約</li> <li>終身六疾病一時金特約</li> <li>終身ガン診断給付特約</li> <li>給付金代理請求特約</li> </ul>		
配当金	この保険に配当金はありません。		
解約返戻金	<ul style="list-style-type: none"> <li>全期払でお申込みいただいた場合、主契約には、保険料払込期間中に解約した際に、解約返戻金がありません。</li> <li>短期払でお申込みいただいた場合、保険料払込満了後に解約した際に、主契約の入院給付金日額の30倍と同額の解約返戻金をお支払いします。</li> <li>上記に記載の特約については、保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金はありません。</li> </ul>		

新終身医療保険の主なお取扱いを記載したものです。  
詳しくは「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。